

原子力規制庁
長官官房
緊急事案対策室 殿

東京電力ホールディングス株式会社
原子力運営管理部

柏崎刈羽原子力発電所6号機燃料プール冷却浄化系弁点検作業における
緊急事態区分（AL31）を判断する基準を対象外とする運用について

柏崎刈羽原子力発電所6号機において、燃料プール冷却浄化系の弁点検を行う必要があることから、使用済燃料貯蔵プール水位を通常のTMSL31395mmから-245mmのTMSL31150mmまで水位を低下させます。

本水位低下に関しては「原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準の解説」に基づく「計画された機能喪失について」を適用し、当社原子力防災業務計画に定める警戒事象（AL31）を対象外とします。

一方、上記に係る代替措置として、使用済燃料貯蔵プール水位に関する警戒事象（AL31）を下記の期間について設定を行います。

また、弁点検作業に当たっては、安全措置として注水手段（補給水系（純水、復水）、消火系）を準備するとともに、仮設計器にて水位・水温を監視します。

なお、水位が弁点検時水位であるTMSL31150mmより-50mm（TMSL31100mm）まで低下した場合には注水にて水位を回復し、水温が45℃を超えた場合は作業を中止して速やかに燃料プール冷却浄化系を復旧し、プール水の冷却を行います。

記

1. 運用期間及び運用内容

運用期間：2020年4月21日14:00 から 4月22日11:00※まで

※：点検対象弁の漏えい確認完了予定

運用内容：AL31運用水位：TMSL31100mm

2. 弁点検期間中のAL31の発出条件について

原子力事業者防災業務計画（原子力災害対策指針に基づく警戒事象）				
EAL区分	EAL番号	EAL事象	現状の事業者解釈	点検時における事業者解釈
冷やす	AL31	<p><使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ（旧基準炉）></p> <p>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。</p>	<p>(1)「水位を維持できないこと」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位がオーバーフロー水位付近であることを維持できず、かつ、速やかに保安規定で定められた措置を完了できない場合をいう。</p> <p>(2)「水位を一定時間以上測定できないこと」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位計、監視カメラ等により液面の位置が確認できない状態が24時間以上継続した場合をいう。</p>	<p>(1)「水位を維持できないこと」とは、使用済燃料貯蔵プール水位低下作業中に水位がTMSL31100mmに低下した時に、補給水系（純水、復水）、消火系により注水することとしているが、これらのいずれもが速やかに注水できず、保安規定で要求される措置が確保されていない状態をいう。</p> <p>(2)「水位を一定時間以上測定できないこと」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位計、監視カメラ等により液面の位置が確認できない状態が24時間以上継続した場合をいう。</p>

以上

参考資料（概略図）

